

---

◎議案第70号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（稲葉昭宏君） 日程第3、議案第70号 松崎町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

議案の朗読は省略して、提出者から提案理由の説明を求めます。

○町長（齋藤文彦君） 議案第70号は、松崎町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

詳細は担当課長をして説明します。

（総務課長 金刺英夫君 提案理由説明）

○議長（稲葉昭宏君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

○7番（関 唯彦君） それでは、質問させていただきます。

まず、新旧対照表の方です。そこで聞かせていただきます。この中では、改めて25年度、今年度の6月に制定された公法ですよね。これに基づいてそれが出てきた、追加されたということなんですけれど、それ以外に、その前の・・・これは武力攻撃事態等というのがあります。これ以外に新型インフルエンザ関係も派遣が条例の中にあると思うんですけれども、その新型インフルエンザに関しても派遣等があると思うんですけれど、よその市町ではそれを入れているところもあるんですよね。松崎町はそれを入れないんでしょうか。

それが1点と、それから、表のところに公用の施設又はこれに準ずる施設とあります。これはどのようなものか。普通備考等で書くべきものではないかなと思うんですけれども、その2点についてお答えください。

○総務課長（金刺英夫君） まず、その1点目のインフルエンザでございますけれども、確かにほかの市町を見ますと、入っているところもございます。おそらくと言いましようか、インフルエンザが流行した時におそらく今回の条例改正をすればよろしかったと思うんですけれども、今回ちょっと載せなかったわけなんですけれども、やっぱりこれは今後ちょっと研究をさせていただきますして、また改正すべきところは改めさせていただきますと思います。

それから、公用の施設又はこれに準ずる施設というのは、旅館業法第2条に規定するホテル営業及び旅館営業の施設以外の施設というふうなことでございますが、ちょっとこれがまた旅館業以外の施設というふうな施設ということですので、ちょっと具体的に何だと言われてもあ

れなんですけれども、そういった規定になっております。

- 7番（関 唯彦君） インフルエンザも載せるべきだと思います。災害対策基本法の32条の第1項というのは、できる条例ですよ。ここで条例で決めておかないと、新型インフルエンザ等で派遣された時に出せないと思うんですけれども、やはりできる条例ですので、出しておいて、もし新型インフルエンザで県とかなんかで派遣があった場合には、これが出せるような方法をしていただきたいなと思います。それについてもう一回。

それと、これは備考にそのことを書くべきだと思うんです。旅館業法でホテル営業ですとか、旅館営業以外のものというふうを書くべきものだと思いますけれども、旅館業法では、それ以外に簡易宿泊とか、下宿営業とか、そういうものがあるものですから、そういう簡易宿泊営業ですとか、下宿みたいなところは、これに準ずる施設という形になると思うんですけれど、その辺を備考でやはり書いておく方が後々に関してわかりやすいんじゃないかなと思うんですけれど、いかがでしょうか。

- 総務課長（金刺英夫君） インフルエンザにつきましては、本当に議員のおっしゃるとおり、これにつきましては、再度状況を確認して、改正すべき点がございましたら、そこは改めて改正させていただきます。

それから、もう1点のその他の旅館業法の関係ですけれども、この附則に記すべきじゃないかということですが、現在、松崎町職員の給与に関する規則、こちらの方の災害派遣手当の支給の中で、23条の2項がございまして、こちらの方に一応明記してございますので、こちらで、どういうものかという形のもの確認できるかと思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

- 議長（稲葉昭宏君） ほかにありませんか。

- 10番（鈴木源一郎君） 本条例の改正でしょうか、資料としては新旧対照表を見ているんですけれども、いずれにしても、この条例改正による派遣みたいなことは、わが町の実例として、この後、起こる可能性が・・・、大災害があった場合はどうか分かりませんが、通常のことでは考えられないような気がするわけですが、どうなんですか。

- 総務課長（金刺英夫君） おっしゃるとおり、災害派遣でございますので、よほどのことがない限りそういった事例はないかと思っております。そう言いつつも、いま言われております大地震、南海トラフの大地震とか、そういったものが叫ばれている昨今でございますので、それからの復興というふうなことを考えますと、こういった条項は必要かと思っております。

- 議長（稲葉昭宏君） ほかにありませんか。

○2番（福本栄一郎君） ちょっと1点目から・・・、確認ですけれども、これは町の、松崎町役場の職員が他町村に行った時のがですよ。逆でしょう。来た場合に払うと、町の職員が行った場合は、向こうの市町村で面倒みる。わかりました。

それでね、質問ですけれども、この財源ですね。財源というのは、その市町村独自ですか。あるいは補助金とか、国の方の補助金が付くのか、あるいは交付税で来るのか、その辺のことをお聞きするのが1点と、この新旧対照表の方で大規模災害からの復興に関する法律ですけれども、これは大規模災害であるかどうかを、これは政府が、国が決めるわけですよ。

最近あった大島の集中豪雨、西伊豆町の集中豪雨、これは局所的ですから、国の方ではどういうふうに認定するか、大島町はなんか激甚災になったようですけれども、こういったゲリラ災害に対する、いわゆる局所的なものについては、町独自のものがあるのかということと、もう一つ、松崎町の職員が他町村に行った場合に、これは宿泊手当ですよ。今はあると思うんですけれども、いわゆる危険手当との絡み合いですね。その辺をお答え願えませんか。

○総務課長（金刺英夫君） これの財源ということですよけれども、財源は特に今のところ確定されているわけではございません。おそらくいろんな意味で、災害になれば、それなりの手当がされてくるものとは思いますが、現時点では、そういったところは明確になっていません。

それから、局所的なものにつきましては、議員がおっしゃるとおり、国がこの復興法に関しましては、国がどう判断かというような形になってまいりますので、なかなか局所的なものについては、かなり厳しいのかなと思っています。あくまでも大規模というふうな前提がございますので、そのところは本当に判断が難しいかと思いますが、その前段として、災害派遣で部分的な応急手当とか、そういったものはしてもらおうとかという形になってこようかと思えます。

それから、危険手当の関係でございますが、危険手当に関しましては、今のところうちの方はそういった手当の中では、確か私の記憶している限りでは、ちょっと無かったかと思えます。通常の出張業務とか、そういったふうな中での対応になってくるかと思えます。

○2番（福本栄一郎君） わかりました。これは宿泊施設でいいですね。行った職員・・・、東日本大震災でも職員が2人～3人行ったんですよ。その辺の精神的なケアの部分とか、危険な仕事をやれば危険手当、その辺をまた考えてください。

それはいいですけれども、これが大規模災害に松崎町が遭遇というんですか、何年に一度あるか、あってはならないことですよけれども、そういった場合に、他町村から来た場合の受入施設というのは、どのように考えていますか。いわゆる日常の三食ですよ。その辺は・・・、要するに

被災してしまうわけですね。旅館、ホテルあるいは公民館等々が。そういった場合の受入態勢的なことはどういうふうに考えていますか。お願いします。

○総務課長（金刺英夫君） まだ法律が制定されて間もない中ですので、なかなかそこまではちょっと頭が回っていない状況でございますけれども、東日本大震災の状況を見ますと、やはり被災地で宿泊するということは困難だというふうに伺っています。

やはり被害のなかった近隣の市町へと職員が宿泊をして、そこから現地に出向いているというようなことがございますので、わが町がそういった震災があった場合には、そのようなことになるかと思えますけれども、そうしますと、伊豆半島は陸の孤島の中で、それができるかという、なかなか難しいところではございますけれども、できるだけ応援の職員の方々には、そういった中ではございますけれども、理解をいただいて、それなりの施設というものをやはり探さなければいけないのかなと考えております。

○議長（稲葉昭宏君） ほかに質疑はありませんか。

○7番（関 唯彦君） 最後にちょっとお伺いします。

聞き忘れたんですけども、これは非課税扱いでよろしいんですね。

○総務課長（金刺英夫君） 通常の派遣手当とはなっておりますけれども、おそらく・・・、ちょっとそこまでは確認しておりませんが、非課税だと思います。出張手当の延長というふうな形になるかと思えますので、出張あるいはその宿泊に伴う宿の借上げというふうな形でものを考えていきますと、おそらく非課税と思っております。

○7番（関 唯彦君） これは、国からの回答がきていて、非課税になるそうです。

○議長（稲葉昭宏君） ほかに質疑はありませんか。

（発言する者なし）

○議長（稲葉昭宏君） 質疑がないようでありますので、質疑を終結したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（稲葉昭宏君） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（稲葉昭宏君） 反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(稲葉昭宏君) 賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第70号 松崎町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての件を  
挙手により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(稲葉昭宏君) 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---